平成２２年（フ）第３０８８号
福岡市東区社領１丁目７番２―303号
債務者　中野　依里（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１７号
福岡市西区野方７―770福岡リハビリテーション病院、住民票上の住所福岡市南区若久３丁目48番20号
債務者　賀来　正樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８号
岩手県花巻市四日町３丁目19番10号　アースリーパラダイスＢ202号
債務者　荒関　忠之
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２３号
岩手県北上市町分３地割154番地２　ハイツヤナギダＡ棟105号
債務者　平賀　　泉
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２４号
岩手県花巻市湯本第19地割253番地３　大坊方、前住所岩手県花巻市仲町９番９号　コーポモンギ205号
債務者　原　　綾
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２７号
岩手県花巻市松園町１丁目３番36号
債務者　高橋　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３０号
岩手県花巻市大迫町大迫第４地割37番地１伊藤荘２号
債務者　村上　政則
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３２号
岩手県北上市鬼柳町荒高60番地４
債務者　高根澤惠子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３３号
岩手県花巻市大迫町内川目第16地割16番地
債務者　伊藤眞由美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３５号
岩手県花巻市湯口字志戸平110番地２　メゾンピア志戸平210号
債務者　高橋　良幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３６号
岩手県北上市川岸４丁目３番４号　菅原住宅２号
債務者　大沼　義孝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３７号
岩手県北上市川岸４丁目３番４号　菅原住宅２号
債務者　大沼　榮子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９７号
秋田県北秋田市栄字中綱95番地２　ワンハウスＦ棟、前住所秋田県北秋田市綴子字古関128番地２
債務者　三上　愛美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２４５号
茨城県取手市東５丁目４番５―201号、前住所神奈川県川崎市川崎区小田６丁目７番11号メゾンハッセイⅡ102
債務者　ガランジ万貴（旧姓寺木）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
茨城県取手市西１丁目18番21号
債務者　宮田　順子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
茨城県龍ヶ崎市佐貫２丁目７番地28　ハイツ・アオヤギ１棟101号室
債務者　小林姫美江
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
茨城県牛久市さくら台３丁目33番地21　ロイヤルシャトーＥ102、前住所茨城県牛久市さくら台３丁目33番地21　ロイヤルシャトーＡ102
債務者　吉沢真奈美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係